

静岡県告示第384号

在宅医療提供施設整備事業費補助金交付要綱（平成29年静岡県告示第361号）の一部を次のように改正する。

令和5年6月6日

静岡県知事 川勝平太

改正前		改正後																															
<p>第4 交付の申請</p> <p>(1) 提出書類 各1部 ア～エ (略) オ 資金状況調（様式第5号）</p> <p>カ～ク (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第5 交付の条件</p> <p>次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。</p> <p>(8)～(10) (略)</p>		<p>第4 交付の申請</p> <p>(1) 提出書類 各1部 ア～エ (略) オ 資金状況調（様式第5号）<u>（アの申請が概算払承認申請を兼ねる場合に限る。）</u></p> <p>カ～ク (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第5 交付の条件</p> <p>次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと<u>（施設の整備を行う事業に限る。）</u>。</p> <p>(8)～(10) (略)</p>																															
<p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">補助の対象</th> <th rowspan="2">補助率 (額)</th> </tr> <tr> <th>事業の区分</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 在宅医療を実施する病床を有する診療所の施設の整備（病床数を増加させる場合又は業務を行って</td> <td>(略)</td> <td>1か所当たり <u>167,800円</u>×整備する面積。ただし、療養環境の整備については64平方メートル、看護職員等の勤務環境の整備については50平方メートルを限度</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		補助の対象			補助率 (額)	事業の区分	補助対象経費	補助基準額	(略)			(略)	(2) 在宅医療を実施する病床を有する診療所の施設の整備（病床数を増加させる場合又は業務を行って	(略)	1か所当たり <u>167,800円</u> ×整備する面積。ただし、療養環境の整備については64平方メートル、看護職員等の勤務環境の整備については50平方メートルを限度	(略)	<p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">補助の対象</th> <th rowspan="2">補助率 (額)</th> </tr> <tr> <th>事業の区分</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 在宅医療を実施する病床を有する診療所の施設の整備（病床数を増加させる場合又は業務を行って</td> <td>(略)</td> <td>1か所当たり <u>170,100円</u>×整備する面積。ただし、療養環境の整備については64平方メートル、看護職員等の勤務環境の整備については50平方メートルを限度</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		補助の対象			補助率 (額)	事業の区分	補助対象経費	補助基準額	(略)			(略)	(2) 在宅医療を実施する病床を有する診療所の施設の整備（病床数を増加させる場合又は業務を行って	(略)	1か所当たり <u>170,100円</u> ×整備する面積。ただし、療養環境の整備については64平方メートル、看護職員等の勤務環境の整備については50平方メートルを限度	(略)
補助の対象			補助率 (額)																														
事業の区分	補助対象経費	補助基準額																															
(略)			(略)																														
(2) 在宅医療を実施する病床を有する診療所の施設の整備（病床数を増加させる場合又は業務を行って	(略)	1か所当たり <u>167,800円</u> ×整備する面積。ただし、療養環境の整備については64平方メートル、看護職員等の勤務環境の整備については50平方メートルを限度	(略)																														
補助の対象			補助率 (額)																														
事業の区分	補助対象経費	補助基準額																															
(略)			(略)																														
(2) 在宅医療を実施する病床を有する診療所の施設の整備（病床数を増加させる場合又は業務を行って	(略)	1か所当たり <u>170,100円</u> ×整備する面積。ただし、療養環境の整備については64平方メートル、看護職員等の勤務環境の整備については50平方メートルを限度	(略)																														

いない病床 を減じる場 合に限る。)		とする。		いない病床 を減じる場 合に限る。)		とする。	
(略)				(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

事業計画書 (変更事業計画書、事業実績書)

1 診療所の名称

2 事業の区分

- 訪問診療を実施する診療所の設備の整備
- 在宅医療を実施する病床を有する診療所の施設の整備
- 在宅医療を実施する病床を有する診療所の設備の整備

(注) 該当する□にレ印を記入すること。

3 事業の(期待される)効果

4 事業内容

5 病床機能(病床を有する診療所のみ)

許可病床	業務を行っていない病床 (事業実施前)	業務を行っていない病床 (事業実施後)
床	床	床

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。